



# 鳥取県公報

平成17年 8月26日(金)  
第 7 7 1 5 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請（2件）(637・638)（協働推進室）..... 1
	土地改良事業の協議の適否の決定（639）（耕地課）..... 2
	国土調査の成果の認証（640）（＃）..... 3
	保安林の解除予定（2件）(641・642)（森林保全課）..... 3
	公共測量の実施（643）（管理課）..... 4
内水面漁 管委告示	コイの持ち出し等を禁止する水域の範囲（2件）(12・13) ..... 4
公 告	消防用設備等の工事又は整備に関する講習の実施（消防課）..... 5
調達公告	公募型指名競争入札の実施（3件）（教育委員会事務局教育環境課）..... 6

## 告 示

### 鳥取県告示第637号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成17年9月15日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成17年 8月26日

鳥取県企画部長 上 場 重 俊

1 申請のあった年月日

平成17年 7月15日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人新田むらづくり運営委員会

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

理事長 早瀬 勲

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

八頭郡智頭町大字西谷620 - 1

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、新田集落の活性化のため、各種むらづくり事業を行いもって新田集落の発展に寄与することを目的とする。

- 6 定款の変更事項  
特定非営利活動の種類  
特定非営利活動に係る事業  
役員の職名

**鳥取県告示第638号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成17年9月15日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成17年 8月26日

鳥取県企画部長 上 場 重 俊

- 1 申請のあった年月日  
平成17年 7月15日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人いなば社会福祉評価サービス
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
理事長 仲山 一成
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
鳥取市湖山町東二丁目164
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的  
この法人は、社会福祉法人等の事業者及び福祉保健サービスの利用者に対して、その事業者が提供する福祉保健サービスの質を、その提供者及びその利用者以外の公平中立な立場で客観的に評価し、事業者が提供する福祉保健サービスを利用者が選択する場合に必要な情報を提供すると共に、事業者のサービスの向上を図るための第三者評価事業を行うことにより、社会福祉の向上に寄与することを目的とする。
- 6 定款の変更事項  
特定非営利活動に係る事業  
役員の任期  
事業年度

**鳥取県告示第639号**

琴浦町が行う土地改良事業（団体営単県農業農村整備事業田越地区区画整理）の協議については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成17年 8月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 2 縦覧に供する期間  
平成17年 8月26日から同年 9月15日まで

## 3 縦覧に供する場所

琴浦町役場

## 4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

**鳥取県告示第640号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成17年 8月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
北 条 町	平成15年度から 平成17年度まで	北条町（曲の一部）の地籍 図及び地籍簿	北条町曲の一部	平成17年 8月26日

**鳥取県告示第641号**

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成17年 8月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市気高町浜村字西濱783の207から783の209まで・783の226（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

## 2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

## 3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**鳥取県告示第642号**

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年 8月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字田代字真山743の1（国有林。次の図に示す部分に限る。）

## 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第643号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、広島防衛施設局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成17年 8月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 作業種類 公共測量（施設測量）
- 2 作業期間 平成17年 7月13日から同年12月16日まで
- 3 作業地域 西伯郡伯耆町福永字堀谷原ほか

## 内水面漁場管理委員会告示

**鳥取県内水面漁場管理委員会告示第12号**

平成17年鳥取県内水面漁場管理委員会告示第2号に基づき、コイの持ち出し等を禁止する水域の範囲を次のとおり定める。

平成17年 8月26日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 山 崎 賀 津 雄

江府町大字洲河崎の日野川から取水する久連井手

**鳥取県内水面漁場管理委員会告示第13号**

平成17年鳥取県内水面漁場管理委員会告示第2号に基づき、コイの持ち出し等を禁止する水域の範囲を次のとおり定める。

平成17年 8月26日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 山 崎 賀 津 雄

- (1) 日野町安原の日野川から取水する安井井手
- (2) 安井井手と日野川の合流点より下流の日野川本流

## 公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10に規定する消防用設備等の工事又は整備に関する講習を次のとおり実施する。

平成17年 8月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 実施区分

区 分	対象となる消防設備士の種類及び区分
消 火 設 備	第一類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士、第二類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第三種の甲種消防設備士及び乙種消防設備士
警 報 設 備	第四種の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第七類の乙種消防設備士
避 難 設 備 消 火 器	第五類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第六類の乙種消防設備士

## 2 日時及び講習科目

区 分	月 日	時 間	講 習 科 目
消 火 設 備	平成17年11月 7日（月）	午前 9時30分から 正午まで	消防用設備等関係法令に関する事項 防火に関する他法令等に関する事項
		午後 1時から 午後 5時まで	消防用設備等の工事又は整備等に関する事項
警 報 設 備	平成17年11月 8日（火）	午前 9時30分から 正午まで	消防用設備等関係法令に関する事項 防火に関する他法令等に関する事項
		午後 1時から 午後 5時まで	消防用設備等の工事又は整備等に関する事項
避 難 設 備 消 火 器	平成17年11月 4日（金）	午前 9時30分から 正午まで	消防用設備等関係法令に関する事項 防火に関する他法令等に関する事項
		午後 1時から 午後 5時まで	消防用設備等の工事又は整備等に関する事項

（注） 講習終了後、筆記による効果測定を行う。

## 3 講習の場所

倉吉市山根529 - 2 鳥取県立倉吉体育文化会館  
電話0858 - 26 - 4441

## 4 受講申請書の受付期間

平成17年 9月 1日（木）から同月30日（金）まで（郵送の場合は、同日までの消印があるものに限り受け付ける。）

なお、受付期間中であっても、講習会場の都合により定員（200人程度）になり次第締め切る。

## 5 受講申請書の提出先

郵便番号680 - 0803  
鳥取市田園町三丁目124 社団法人鳥取県消防設備保守協会

## 6 受講申請書の添付書類等

受講申請書には、提出前6月以内に撮影した縦4センチメートル、横3センチメートル、正面上半身像の写真を所定欄にはり付けること。

なお、受講申請書は、社団法人鳥取県消防設備保守協会、鳥取県防災局消防課及び各消防局に備え付けの用紙によるものとし、2以上の区分にわたって講習を受けようとする者は、区分ごとに提出すること。

また、講習科目の一部の免除を希望する者は、当該免除を受ける講習の課程を修了した旨を証明する書類を提出すること。

#### 7 受講手数料及び納付方法

受講手数料は、1の講習の区分につき7,000円とし、その額に相当する鳥取県収入証紙を受講申請書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合消印しないこと。

なお、受講申請後事情により講習に参加できない場合等でも、納付された受講手数料は、返金しないので、注意すること。

#### 8 その他

(1) 講習当日、受講者は、受講票及び消防設備士免状を持参すること。

(2) 講習に関し不明な点は、社団法人鳥取県消防設備保守協会（電話0857 - 26 - 5165）又は鳥取県防災局消防課（電話0857 - 26 - 7063）に問い合わせること。

## 調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

本件入札への参加を希望する者は、次に定める事項のほか、平成17年鳥取県告示第362号（建設工事の指名競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について。以下「一般的事項等告示」という。）に定める事項を承知の上、応募すること。

平成17年 8月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

発注工事	工 事 名	県立倉吉総合産業高等学校教室・商業・家庭科棟新築工事（建築二工区）
	工事場所	倉吉市小田
	工事の内容並びに構造及び規模	<p>1 工事内容</p> <p>特定共同企業体による共同施工により、県立倉吉総合産業高等学校教室・商業・家庭科棟の新築工事を実施する。また、別途発注予定の県立倉吉総合産業高等学校教室・商業・家庭科棟新築工事（建築一工区）、県立倉吉総合産業高等学校教室・商業・家庭科棟新築工事（電気設備）及び県立倉吉総合産業高等学校教室・商業・家庭科棟新築工事（機械設備）と協調を図り実施するものとする。</p> <p>2 構造及び規模</p> <p>鉄筋コンクリート造 4階建 延床面積2,310平方メートル</p> <p>鉄骨造平屋建て 延床面積184平方メートル</p>
	工 期	平成17年10月（着工日）から平成18年12月10日まで
	発注工種	建築一般
	予定価格	432,228,300円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

会社要件	発注機関	鳥取県教育委員会事務局教育環境課		
	単独・共同企業体の別	共同企業体（2者による共同施工方式）		
	構成員の区分	代 表 者		構 成 員
	本店所在地	県 内		県 内
	建設業許可	建築工事業に係る特定建設業の許可	建築工事業に係る一般建設業又は特定建設業の許可	
	入札参加資格（格付）	建築一般A級		建築一般A級
	総合点数	1,220点以上		-
	総合評定値（P）	-		-
	同種工事実績	-		-
	設計業務の受託者	株式会社尾崎設計事務所	住所	倉吉市東昭和町187
		電話	0858-23-1531	
入札参加者の条件 技術者要件	配置技術者の専任の要否	専任を要する		専任を要する
	配置技術者の資格	1級建築士又は監理技術者資格を有する1級建築施工管理技士		1級建築士又は1級建築施工管理技士
	施工管理実績	鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で1棟の延べ面積が1,000平方メートル以上の建築物の新築工事又は増築工事（平成8年度以降に完成し、引渡しの完了しているものに限る。）の施工管理実績。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のもの（出資比率が20パーセント未満であるが、出資比率が20パーセント以上の実績と同等のものとして教育委員会事務局指名審査委員会が認めたものを含む。）に限る。		-
	現場代理人としての実績の認否	認めない。		-
	特定技術者の資格	1級建築士又は1級建築施工管理技士		
応募方法	その他	<p>(1) 共同企業体の各構成員の出資比率が、30パーセント以上であること。</p> <p>(2) 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。</p> <p>(3) 教育委員会が所管する施設の整備に関し、知事、教育委員会その他の県の機関に要望書等を提出したことがある者が入札参加者の代表権を有する者でないこと。</p>		
	提出場所及び様式の交付場所	鳥取県教育委員会事務局教育環境課	住所	鳥取市東町一丁目271
			電話	0857-26-7933
	応募期間	平成17年8月26日（金）から9月6日（火）午後4時まで		
	応募書類	一般事項等告示様式第1号、様式第3号、様式第5号及び様式第6号。		

		ただし、様式第5号については、増員基準価格未満の応札となる可能性のある場合に提出すること。	
	持参書類	協定書及び委任状	
	提出部数	1部	
	郵送等の可否	不可	
入札方法	発注方式	公募型指名競争入札	
	指名業者数	入札参加者の条件を満たしている者は、すべて指名する。	
	入札方法	紙入札	
	適用される制度(略称)	調査基準価格、配置技術者の増員、保証金の引上げ等	
支払条件		支払限度額 平成17年度：請負金額の18パーセント、平成18年度：請負金額の82パーセント	
工事関係図書の閲覧場所		住所	鳥取市東町一丁目271
		電話	0857-26-7536
問合せ先	事務手続	住所	鳥取市東町一丁目271
		電話	0857-26-7933
	技術的事項	住所	鳥取市東町一丁目271
		電話	0857-26-7536
備考		鳥取県教育委員会建設工事指名業者選定要綱(平成17年4月1日付第200500022429号)別表【採点項目と配点】の注1に規定する業者選定方法は、通常型とする。	

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

本件入札への参加を希望する者は、次に定める事項のほか、平成17年鳥取県告示第362号(建設工事の指名競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について。以下「一般的事項等告示」という。)に定める事項を承知の上、応募すること。

平成17年 8月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

発注工事	工事名	県立倉吉総合産業高等学校教室・商業・家庭科棟新築工事(電気設備)
	工事場所	倉吉市小田
	工事の内容並びに構造及び規模	<p>1 工事内容</p> <p>特定共同企業体による共同施工により、県立倉吉総合産業高等学校教室・商業・家庭科棟の新築工事を実施する。また、別途発注予定の県立倉吉総合産業高等学校教室・商業・家庭科棟新築工事(建築一工区)、県立倉吉総合産業高等学校教室・商業・家庭科棟新築工事(建築二工区)及び県立倉吉総合産業高等学校教室・商業・家庭科棟新築工事(機械設備)と協調を図り実施するものとする。</p> <p>2 構造及び規模</p> <p>鉄筋コンクリート造4階建 延床面積2,310平方メートル</p> <p>鉄骨造平屋建て 延床面積184平方メートル</p>
	工期	平成17年10月(着工日)から平成18年12月10日まで

	発注工種	電気工事		
	予定価格	205,625,700円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)		
	発注機関	鳥取県教育委員会事務局教育環境課		
会社要件	単独・共同企業体の別	共同企業体 (2者による共同施工方式)		
	構成員の区分	代 表 者 (以下のいずれか1者)		構 成 員
	本店所在地	県 内	県 外	県 内
	建設業許可	電気工事業に係る特定建設業の許可	電気工事業に係る特定建設業の許可	電気工事業に係る一般建設業又は特定建設業の許可
	入札参加資格 (格付)	電気工事 (A級)	電気工事 (-)	電気工事 (A級)
	総合点数	1,130点以上	-	-
	総合評定値 (P)	-	860点以上	-
	その他	-	県内の営業所に20名以上の技術者を常に備えていること。	-
	同種工事実績	-	-	-
	設計業務の受託者	株式会社尾崎設計事務所	住所	倉吉市東昭和町187
		電話	0858-23-1531	
入札参加者の条件	配置技術者の専任の要否	専任を要する		専任を要する
	配置技術者の資格	監理技術者資格を有する1級電気工事施工管理技士		1級電気工事施工管理技士
	施工管理実績	鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で1棟の延べ面積が500平方メートル以上の建築物の新築工事又は増築工事 (平成8年度以降に完成し、引渡しの完了しているものに限る。) の施工管理実績。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のもの (出資比率が20パーセント未満であるが、出資比率が20パーセント以上の実績と同等のものとして教育委員会事務局指名審査委員会が認めたものを含む。) に限る。		-
	現場代理人としての実績の認否	認めない。		-
	特定技術者の資格	1級電気工事施工管理技士		
その他	<p>(1) 共同企業体の各構成員の出資比率が、30パーセント以上であること。</p> <p>(2) 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。</p> <p>(3) 教育委員会が所管する施設の整備に関し、知事、教育委員会その他の県の機関に要望書等を提出したことがある者が入札参加者の代表権を有する者でないこと。</p>			
応募	提出場所及び様式の交付場所	鳥取県教育委員会事務局教育環境課	住所	鳥取市東町一丁目271
			電話	0857-26-7933

	応募期間	平成17年8月26日（金）から9月6日（火）午後4時まで		
	応募書類	一般事項等告示様式第1号、様式第3号、様式第5号及び様式第6号。ただし、様式第5号については、増員基準価格未満の応募となる可能性のある場合に提出すること。		
	持参書類	協定書及び委任状		
	提出部数	1部		
	郵送等の可否	不可		
入札方法	発注方式	公募型指名競争入札		
	指名業者数	入札参加者の条件を満たしている者は、すべて指名する。		
	入札方法	紙入札		
	適用される制度（略称）	調査基準価格、配置技術者の増員、保証金の引上げ等		
	支払条件	支払限度額 平成17年度：請負金額の5.4パーセント、平成18年度：請負金額の94.6パーセント		
	工事関係図書の閲覧場所	鳥取県教育委員会事務局教育環境課	住所	鳥取市東町一丁目271
			電話	0857-26-7536
問合せ先	事務手続	鳥取県教育委員会事務局教育環境課	住所	鳥取市東町一丁目271
			電話	0857-26-7933
	技術的事項	鳥取県教育委員会事務局教育環境課	住所	鳥取市東町一丁目271
			電話	0857-26-7536
	備考	鳥取県教育委員会建設工事指名業者選定要綱（平成17年4月1日付第200500022429号）別表【採点項目と配点】の注1に規定する業者選定方法は、通常型とする。		

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

本件入札への参加を希望する者は、次に定める事項のほか、平成17年鳥取県告示第362号（建設工事の指名競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について。以下「一般的事項等告示」という。）に定める事項を承知の上、応募すること。

平成17年 8月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

発注工事	工事名	県立倉吉総合産業高等学校教室・商業・家庭科棟新築工事（機械設備）
	工事場所	倉吉市小田
	工事の内容並びに構造及び規模	<p>1 工事内容</p> <p>特定共同企業体による共同施工により、県立倉吉総合産業高等学校教室・商業・家庭科棟の新築工事を実施する。また、別途発注予定の県立倉吉総合産業高等学校教室・商業・家庭科棟新築工事（建築一工区）、県立倉吉総合産業高等学校教室・商業・家庭科棟新築工事（建築二工区）及び県立倉吉総合産業高等学校教室・商業・家庭科棟新築工事（電気設備）と協調を図り実施するものとする。</p> <p>2 構造及び規模</p> <p>鉄筋コンクリート造 4階建 延床面積2,310平方メートル</p>

		鉄骨造平屋建て 延床面積184平方メートル		
	工 期	平成17年10月（着工日）から平成18年12月10日まで（一部は平成17年12月31日まで）		
	発注工種	管工事		
	予定価格	213,262,350円（消費税及び地方消費税の額を含む。）		
	発注機関	鳥取県教育委員会事務局教育環境課		
会社要件	単独・共同企業体の別	共同企業体（2者による共同施工方式）		
	構成員の区分	代 表 者	構 成 員	
	本店所在地	県 内	県 内	
	建設業許可	管工事業に係る特定建設業の許可	管工事業に係る一般建設業又は特定建設業の許可	
	入札参加資格（格付）	管工事 A 級	管工事 A 級	
	総合点数	1,140点以上	-	
	総合評定値（P）	-	-	
	同種工事实績	-	-	
	設計業務の受託者	株式会社尾崎設計事務所	住所	倉吉市東昭和町187
			電話	0858-23-1531
入札参加者の条件 技術者要件	配置技術者の専任の要否	専任を要する	専任を要する	
	配置技術者の資格	監理技術者資格を有する1級管工事施工管理技士	1級管工事施工管理技士	
	施工管理実績	鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で1棟の延べ面積が500平方メートル以上の建築物の新築工事又は増築工事（平成8年度以降に完成し、引渡しの完了しているものに限る。）の施工管理実績。 ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のもの（出資比率が20パーセント未満であるが、出資比率が20パーセント以上の実績と同等のものとして教育委員会事務局指名審査委員会が認めたものを含む。）に限る。	-	
	現場代理人としての実績の認否	認めない。	-	
	特定技術者の資格	1級管工事施工管理技士		
そ の 他	<p>(1) 共同企業体の各構成員の出資比率が、30パーセント以上であること。</p> <p>(2) 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。</p> <p>(3) 教育委員会が所管する施設の整備に関し、知事、教育委員会その他の県の機関に要望書等を提出したことがある者が入札参加者の代表</p>			

		権を有する者でないこと。	
応募方法	提出場所及び様式の交付場所	鳥取県教育委員会事務局教育環境課	住所 鳥取市東町一丁目271 電話 0857-26-7933
		応募期間	平成17年8月26日(金) から9月6日(火) 午後4時まで
	応募書類	一般事項等告示様式第1号、様式第3号、様式第5号及び様式第6号。ただし、様式第5号については、増員基準価格未満の応札となる可能性のある場合に提出すること。	
	持参書類	協定書及び委任状	
	提出部数	1部	
	郵送等の可否	不可	
入札方法	発注方式	公募型指名競争入札	
	指名業者数	入札参加者の条件を満たしている者は、すべて指名する。	
	入札方法	紙入札	
	適用される制度(略称)	調査基準価格、配置技術者の増員、保証金の引上げ等	
支払条件	支払限度額 平成17年度：請負金額の4.5パーセント、平成18年度：請負金額の95.5パーセント		
工事関係図書の閲覧場所	鳥取県教育委員会事務局教育環境課	住所	鳥取市東町一丁目271
		電話	0857-26-7536
問合せ先	事務手続	住所	鳥取市東町一丁目271
		電話	0857-26-7933
	技術的事項	住所	鳥取市東町一丁目271
		電話	0857-26-7536
備考	鳥取県教育委員会建設工事指名業者選定要綱(平成17年4月1日付第200500022429号)別表【採点項目と配点】の注1に規定する業者選定方法は、通常型とする。		